

# 事務局説明資料(サステナビリティ情報の開示・保証)

---

2026年4月24日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する制度整備

2. サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国際動向

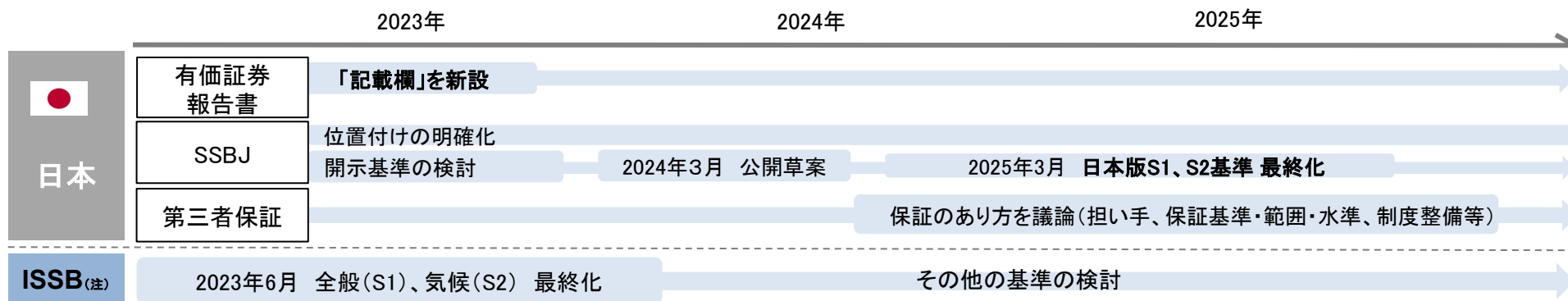
3. サステナビリティ情報の保証に係る基準のあり方

# サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始。この開示が**具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要。**
- 2023年6月に国際サステナビリティ開示基準（ISSB基準）が開発され、**日本においても、サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の開発が進められていた。**
- 我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要。  
⇒ 金融審議会において、「**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**」を設置（2024年3月）

## ● サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討

サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うこと



(注)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)。

# 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告

## 背景・課題

- ❑ 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) が開発されている。また、2025年3月、日本におけるサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) が開発されている。
- ❑ 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているものの、比較可能性、有用性を向上させる必要があり、また、第三者保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。

## 開示基準の適用

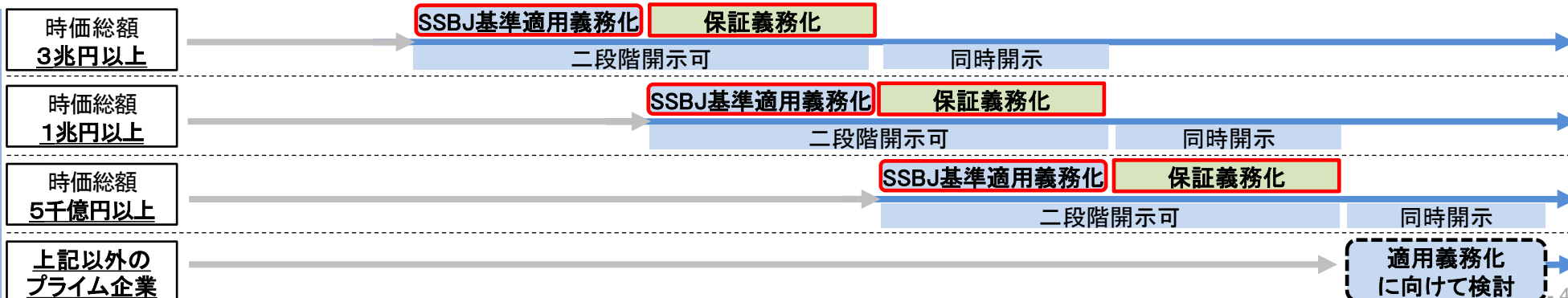
- ❑ グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。**
- ❑ SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り**適用開始**する。
  - 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
  - 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
  - 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**
 (注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。  
 (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。
- ❑ 経過措置としての**二段階開示**は、**適用開始から2年間**とする。

## 保証

- ❑ **開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける。**
- ❑ **保証範囲は当初2年間は限定** (3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)。保証業務実施者を**登録制(法人)**とし、**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**とする。

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	...
	SSBJ基準 任意適用開始	SSBJ基準適用開始	保証制度導入			

## 東証プライム市場



# サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付ける。サステナビリティ情報の保証は、国際基準<sup>(注1)</sup>と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする。
- 保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能。

## 登録業者の規制概要

### 登録要件

- 業務執行責任者の設置など人的体制整備 (業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求)
- 品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財産的基礎 等

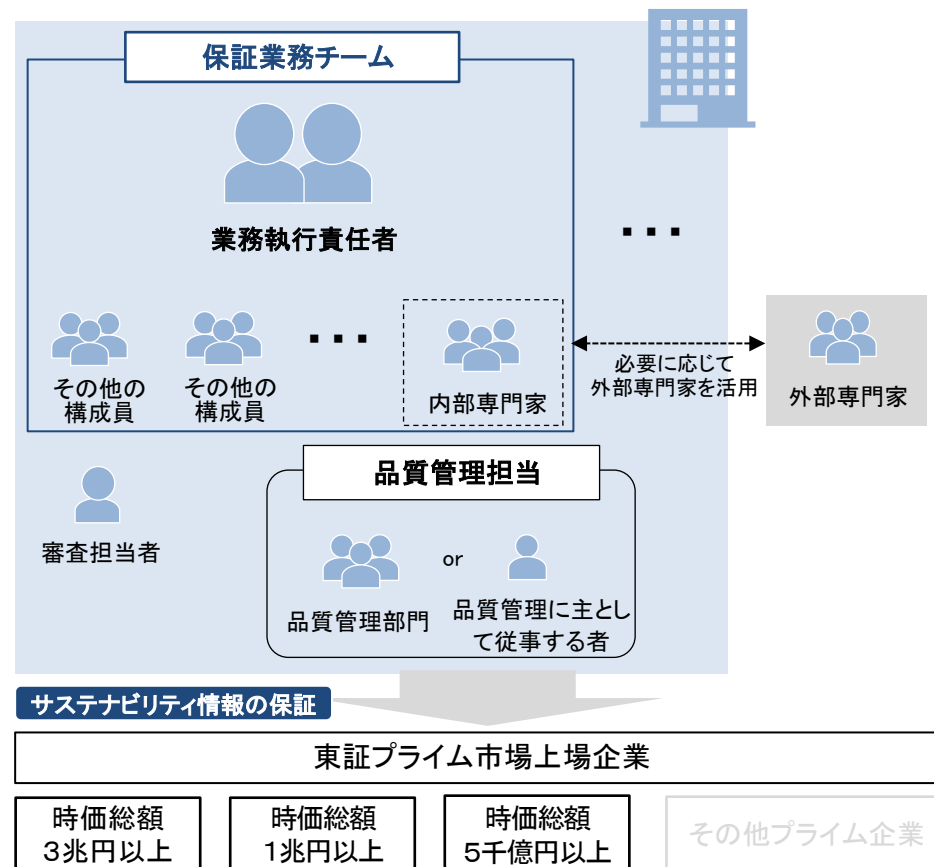
### 行為規制

- 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守
- 具体的には、守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション 等
- 登録業者への検査・監督は当面(自主規制機関ではなく)金融庁において実施

### エンフォースメント<sup>(注3)</sup>

- 登録業者の法令違反等に対する行政処分(課徴金、業務改善命令等)を規定
- 虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定<sup>(注2)</sup>

## 〔サステナビリティ情報の保証業務のイメージ〕



(注1) 保証基準 (ISSA5000)、品質管理基準 (ISQM1)、倫理・独立性基準 (IESSA) を指す。

(注2) 企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないこととされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする。

(注3) 任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準 (ISSA5000等) と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする。

# [参考]サステナビリティ情報の開示の進展

- 2026年2月、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG中間論点整理」(2025年7月公表)を踏まえて内閣府令を改正。**比較可能性の向上の観点から、2027年3月期より、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社**に対し、民間のサステナビリティ基準委員会が策定した**SSBJ基準に従った情報開示**を義務化。
- 併せて、人的資本(従業員の状況等)についての開示事項を拡充。

有価証券報告書(主な項目)

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- サステナビリティに関する考え方及び取組

- 事業等のリスク

- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

- 従業員の状況等

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

## 2023年改正

### 2023年3月期から適用

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設
  - i. サステナビリティ事項に関し、「ガバナンス」、「リスク管理」について開示
  - ii. 「戦略」と「指標及び目標」の開示は、各企業が重要性を踏まえて判断
  - iii. 人的資本(「人材育成方針」や「社内環境整備方針)」については「ガバナンス」、「リスク管理」のほか、「戦略」と「指標及び目標」も開示

### 2023年3月期から適用

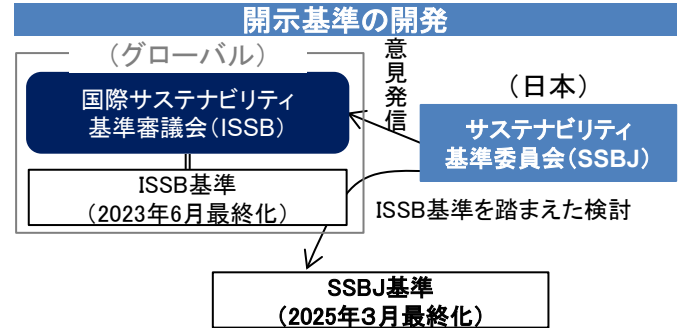
- 「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金差異」を開示

## 2026年改正

### 2027年3月期から適用

- ① 一定のプライム市場上場企業
  - ✓ **SSBJ基準**に従い、**気候変動**のほか、企業が重要と考えるサステナビリティ事項(注)に関して「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」について開示

(注)SSBJ基準に従って記載する内容に左記iiiの事項が含まれない場合には、当該事項について従来どおりの開示が必要



- ② ①以外の企業
  - ✓ 左記 i から iii までの事項を従来どおり開示

### 2026年3月期から適用

- 「人材戦略に関する基本方針」、「従業員給与等の決定方針」、「平均年間給与の対前年増減率」を開示
 

(注)「従業員の状況等」の位置を、「第1 企業の概況」から「第4 提出会社の状況」に移動
- 「女性管理職比率」等については、従来どおり開示

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する制度整備

2. サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国際動向

3. サステナビリティ情報の保証に係る基準のあり方

# 諸外国におけるサステナビリティ開示・保証の動向

	フランス	ドイツ(未実施のため案)	豪州	英国(未実施のため案)
開示基準	ESRS	ESRS	AASB S2 (注1)	UK SRS (ISSB基準に基づく英国基準)
保証範囲	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2に基づく 全ての開示情報(注2)	- (今後検討)
保証水準	限定的保証	限定的保証	合理的保証(注2)	- (今後検討)
保証の担い手	監査法人 その他の保証業務提供者 (注3)	監査法人	監査法人	監査法人 その他の保証業務提供者 (注4)
保証基準	- (今後検討)(注5)	- (今後検討)(注5)	ISSA5000と同等 の豪州基準	ISSA5000と同等 の英国基準

(注1) 豪州における開示義務は、気候関連情報のみ。

(注2) 気候関連の開示の適用開始と同時にScope1・2排出量、ガバナンス、戦略(リスク及び機会)に対する限定的保証を開始。2年目に保証範囲を全ての開示情報(定量・定性情報含む)に拡大し限定的保証を要求し、4年目に全ての開示情報に対して合理的保証を要求。最終的に2030年7月1日以降開始する会計年度までに全てのグループの全ての気候関連開示(定量・定性情報含む)に対する合理的保証を要求。

(注3) その他の保証業務提供者はCOFRAC(フランス認定委員会)に認定されることが必要。また、仏は監査人とサステナビリティ保証業務提供者を統一的に監督可能とするために、従来の監査監督当局であるH3CはH2Aに組織変更し、保証業務提供者に対する監督等はH2Aが統一的に実施することとされた。

(注4) 英国では長期的には保証の義務化の必要性を考慮する予定としつつ、当面の間は、保証業務提供者の任意の登録制度を構築し、登録された保証業務提供者を企業が任意で利用できる環境を整える方針が示されている。

(注5) 2023年1月に発効したCSRD(企業サステナビリティ報告指令)においては、2026年10月1日までに、保証業務(当初は限定的保証)に関する保証基準を採択することが求められていたが、見直し後のCSRD(2026年2月採択)においては、2027年7月1日までに限定的保証基準を採択することが求められている。

# 目次

---

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する制度整備
2. サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国際動向
3. サステナビリティ情報の保証に係る基準のあり方

# サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方（保証基準等）

- サステナビリティ保証基準、品質管理基準、倫理・独立性基準については、国際基準と統合的に、以下の通り策定していくことが考えられるのではないかと。例えば、保証基準については、企業会計審議会等において、サステナビリティ保証の国際基準であるISSA5000との整合性が確保された保証基準を策定してはどうか。

## 監査基準・品質管理基準

一般に公正妥当と認められる監査の基準		
基準	企業会計審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準</li> <li>・ 監査に関する品質管理基準 等</li> </ul>
実務の指針	日本公認会計士協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準報告書</li> <li>・ 品質管理基準報告書 等</li> </ul>

## 監査における倫理・独立性

法令	公認会計士法 金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール）等</li> </ul>
基準	企業会計審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準 等</li> </ul>
自主規制	日本公認会計士協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理規則 等</li> </ul>

## サステナビリティ保証基準・品質管理基準

保証の基準		
基準	企業会計審議会等(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サステナビリティ保証基準</li> <li>・ サステナビリティ保証に関する品質管理基準</li> <li>・ 上記に関する実務の指針 等</li> </ul>
実務の指針		

## サステナビリティに関する倫理・独立性

法令・監督指針	金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール）等</li> <li>・ 上記に関する監督指針 等</li> </ul>
基準	企業会計審議会等(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サステナビリティ保証基準 等</li> </ul>

(注) 基準及び実務の指針策定については、例えば以下に挙げた通り、いくつかの方法が考えられる。

- ・ 金融庁において国際基準を我が国における保証に関する基準として指定する
- ・ 企業会計審議会において「基準」を策定し、金融庁において関係機関と連携のうえ「基準」に基づく実務の指針等を策定する
- ・ 企業会計審議会において「基準」及び実務の指針を一体として策定する 等

## [参考]ISSA5000(国際サステナビリティ保証基準)の概要

- 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) は、保証基準が世界的に断片化するリスクを低減し、**一貫した、質の高いサステナビリティ保証を求める利害関係者の期待**を受け、サステナビリティ保証に関する国際基準である**国際サステナビリティ保証基準 (ISSA5000)**を策定。

### ISSA5000の概要

- 幅広く実務で活用されている国際保証業務基準 (ISAE3000) や国際監査基準 (ISA) の適切な要素を取り入れて、質の高いサステナビリティ保証業務のための基準を開発。原則主義に基づく包括的な基準であり、保証業務の開始から完了までを扱う基準。
- あらゆるサステナビリティトピックに適用可能。  
例：気候変動、人的資本 等
- あらゆるサステナビリティ報告の枠組みに適用可能。  
例：国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の基準、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の基準 等
- 保証水準は、**限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務について規定**。
- 監査法人以外の者も利用することを想定し、**profession-agnostic基準として開発**。
- 公共の利益に資する質の高いサステナビリティ保証業務の実施を支える基本的な前提として、**ISQM1 (国際的な品質管理に関する基準)**を少なくとも満たす基準及び**IESBA倫理規程**を少なくとも満たす倫理・独立性の要求の遵守が求められる。

## [参考]ISQM1(国際品質マネジメント基準)の概要

- 国際監査・保証基準審議会(IAASB)は、事務所の品質管理の強化等を目的として、International Standard on Quality Management(ISQM)1を公表。
- ISQM1は、事務所の品質管理システムについて、**リスク・アプローチ**の適用や、**少なくとも年に一度の品質管理システムの評価**を要求。

### ISQM1の概要

- 品質目標を事務所自らが、設定し、品質リスクを識別・評価し、評価した品質リスクに対処するための対応をデザインし、適用(**リスク・アプローチ**)。事務所の業務の品質を合理的に確保するため、以下の品質管理システムの構成要素が挙げられている。
  - a. 事務所のリスク評価プロセス(リスク・アプローチの適用)
  - b. ガバナンス及びリーダーシップ(品質にコミットする事務所全体の組織風土、最高責任者等の品質に関する説明責任を含む責任の明確化、組織構造並びに役割、責任及び権限の分担等に関する品質目標の設定)
  - c. 職業倫理及び独立性(職業倫理の遵守や独立性の保持に関する品質目標の設定)
  - d. 契約の新規の締結及び更新(契約の新規締結や更新に際し、業務の内容、経営者の誠実性、事務所の能力等を考慮し、事務所の財務や業務の目的を優先せず、適切に判断することに関する品質目標の設定)
  - e. 業務の実施(責任ある業務遂行、補助者への適切な指揮、監督及び調書の査閲、職業的専門家としての適切な判断並びに懐疑心、業務に関する文書の適切な記録及び保存に関する品質目標を設定)
  - f. 事務所の業務運営に関する資源(人的資源、テクノロジー資源、知的資源等の業務運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分に関する品質目標を設定)
  - g. 情報と伝達(事務所内外からの適時の情報収集、事務所内外への適時の伝達に関する品質目標を設定)
  - h. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス(品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握し、識別した不備に適切に対処するモニタリング及び改善プロセス)
- 事務所の最終的な責任及び説明責任を付与された者は、**少なくとも年1度、品質管理システムを評価**。

## [参考] IESSA (国際サステナビリティ倫理・独立性基準) の概要

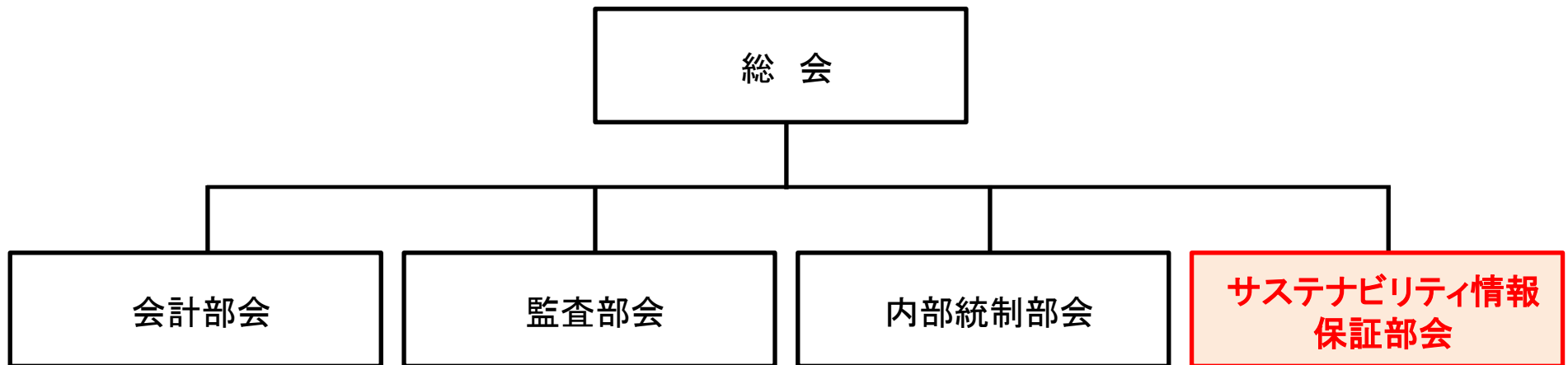
- 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) は、**質の高いサステナビリティ保証のための倫理・独立性基準に対する利害関係者の期待**を受け、サステナビリティ報告・保証に関連する**国際サステナビリティ倫理・独立性基準 (IESSA)**を策定。

### IESSAの概要

- サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点を当てた、独立した規定として開発 (既存のIESBA倫理基準の中に独立した章 (パート5) を新設して、サステナビリティ保証に関する倫理基準を規定)。
- 質の高いサステナビリティ保証を支えるため、既存の財務諸表監査に係るIESBA倫理・独立性基準と同水準の規定とし、バリューチェーン情報提供企業に係る独立性確認等のサステナビリティ特有の事項に関する規定を追加。  
例: 基本原則 (誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持、職業的専門家としての行動)、**非保証業務との同時提供禁止、ローテーション、保証業務の依頼人への就職、報酬、違法行為等への対応** 等
- あらゆる開示基準を適用したサステナビリティ情報の開示や、あらゆる保証基準 (ISSA5000等) を適用したサステナビリティ報告に関する保証業務に適用可能。
- 監査法人以外の者も利用することを想定し、**profession-agnostic基準として開発**。
- 監査等に係る規定とあわせて開発された外部専門家の業務の利用に関する倫理規定を設定。

# サステナビリティ情報保証部会の設置について

- サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループにおいて、保証業務実施者が準拠すべき基準のあり方については企業会計審議会において審議し、結論を出すことが適当であるとされた。
- このため、以下を審議事項として、サステナビリティ情報保証部会を企業会計審議会に設置してはどうか。  
「国際的な動向を踏まえ、サステナビリティ情報の第三者保証について、国際基準と整合性が確保された基準のあり方について必要な審議・検討を行う。」



●金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告(抜粋)

## 2. 保証業務実施者に関する規律のあり方

### (1) 保証範囲・水準、保証基準

保証業務実施者が準拠すべき基準については、国際基準 (ISSA5000、ISQM1、IESSA) と整合性が確保された基準としたうえで、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報が企業の財務情報とも密接に関連するものであるところ、企業会計基準や監査基準等の知見を踏まえた議論を行うことが必要であると考えられる。このため、我が国における保証基準や品質管理基準、その他必要な基準のあり方については、企業や保証業務実施者にとって十分な準備期間を確保することにも留意しつつ、上述の国際基準と整合性が確保された基準とすべきことなど、当ワーキング・グループにおける議論も踏まえながら、企業会計審議会において審議し、結論を出すことが適当であると考えられる。

# サステナビリティ情報保証部会の審議の方向性

---

- 保証の基準を審議するにあたり、例えば、以下のような論点が考えられる。
  - グローバルに活躍する我が国企業の開示情報の質を確保し、さらには我が国資本市場の国際的な信頼性を確保する観点から、我が国の第三者保証が国際基準 (ISSA5000、ISQM1、IESSA) と整合的であることが必要。一方で、我が国の実情を踏まえて、**必要に応じて国際基準を修正して運用できる仕組みとする**必要はあるか。
  - 企業や保証業務実施者にとって、**十分な準備期間を確保**することが必要。2028年3月期から時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業に保証が義務付けられることを踏まえ、**2027年3月を目指して基準等を利用可能とする**必要はあるか。
  
- 上記のほか、国際基準と整合的な基準を策定するうえで、留意すべき点はあるか。